正治初度百首鳥歌の考察

――俊成・定家一紙両筆懐紙を中心に

山
 崎
 桂
 子

正治二年初度百首和歌(以下、正治初度百首と称する)は、春秋 正治二年初度百首和歌(以下、正治初度百首と称する)は、春秋 正治二年初度百首和歌(以下、正治初度百首と称する)は、春秋 正治二年初度百首和歌(以下、正治初度百首と称する)は、春秋 正治二年初度百首和歌(以下、正治初度百首と称する)は、春秋 正治二年初度百首和歌(以下、正治初度百首と称する)は、春秋 正治二年初度百首和歌(以下、正治初度百首と称する)は、春秋 正治二年初度百首和歌(以下、正治初度百首と称する)は、春秋 正治二年初度百首和歌(以下、正治初度百首と称する)は、春秋 正治二年初度百首和歌(以下、正治初度百首と称するのか。

入札『観空庵遺愛品入札目録』掲載) () 「定家卿十首歌切」(昭和十六年二月十八日東京美術倶楽部ている。報告された順に掲げると、

ところで、本百首の定家詠については、その草稿の存在が知られ

- ② 永青文庫蔵「俊成・定家一紙両筆懐紙」
- (3) 静嘉堂文庫藏「藤原定家三首自歌切」

旅・山家にあたる歌十首が記されており、定家の自注、俊成のものである。(1)は、久保田淳氏が報告されたもので、定家の本百首の羇

と思われる合点と評語があるという。

返状であることや、その意義を述べられた。紙ではなく、定家の本百首鳥歌詠草に俊成が意見を注して返した勘もので、橋本不美男氏が資料全体を紹介され、それが正しくは、恢らは、昭和五十二年七月同文庫秘蔵の茶道具名品展に出品された

そもそも定家が自詠の検閲を父に乞うたことは、『明月記』正治二本百首詠進過程については、既に有吉保氏が詳述されているが、返状であることや、その意義を述べられた。

年八月二十三日条、

也者、又見御歌、申所存退帰、知云、皆無其難、早案出可進詠二十首許不足、所詠出経御覧、仰云、皆無其難、早案出可進右中弁奉書曰、百首明日可進、卒爾周章、未時許参入道殿、恳

②の出現と、右の如き意義づけによって、(1)が②のつれである、二十首分の勘返状の一部」(同氏論文)であるということになる。目午前中にかけて、あわただしく定家・俊成の間を往返した、未詠育であると推量される。『明月記』翌日翌々日条を併せ考えると、首であると推量される。『明月記』翌日翌々日条を併せ考えると、首であると推量される。『明月記』翌日翌々日条を併せ考えると、首に窺える。この時、俊成の検閲を受けたのは八十首で、残り二十首に窺える。この時、俊成の検閲を受けたのは八十首で、残り二十首

ては、未だ資料の出現をみないが、当然含めて考えるべきであろ家の草稿が勘返状の形で存在したことが確認できる(祝五首についの所在は不明である)。従って、本百首雑部二十首については、定疑いを入れない(但し、久保田氏も述べられているように、現在(1)すなわち勘返状の一部であることは、(1)の形状・内容から考えてもすなわち勘返状の一部であることは、(1)の形状・内容から考えても

「猶三首許不甘心」とされた歌の差替用に定家が執筆した草稿であいる。この歌切は、『明月記』二十五日 条に 言う、兼実 によってもので、本百首の秋の歌と春の歌各一首と、新出の二首が記されて同じく定家草稿の③であるが、これは、兼築信行氏が紹介された

ると、氏は推断されている。

の内容等について、整理と考察を試みたものである。 (5) の研究をふまえながら、鳥題設定の意義、定家自注と定家の鳥の歌ら論及されており、今更加えるべきことは少ないが、本稿は、先学する)である。既に、久保田氏がこの資料をもとにあらゆる角度から論及されており、今更加えるべきことは少ないが、本稿は、先学の内容等について、整理と考察を試みたものである鳥の歌に直接かかわっ

_

こなっている。「きみがよに」の歌の順が、勘返状では逆「てなれつゝ」の歌と、「きみがよに」の歌の順が、勘返状では逆正治初度百首とも、拾遺愚草所収の正治初度百首ともない。但し、不れに対する俊成の合点と頭書がある。五首の歌の異同は、編纂本まず、勘返状全体を見ると、定家の鳥題の歌五首と自注があり、まず、勘返状全体を見ると、定家の鳥題の歌五首と自注があり、

本資料によって、正治初度百首の成立事情は一段と詳しく解明さ

れるに至ったわけだが、そもそもこの催しの発案はどのあたりかられるに至ったわけだが、そもそもこの催しの発案はどのあたりからしいと思っていた定家をオミットしようと動いたであろうこともが、だとしては具体的に誰それに詠進させるかということまでく、院としては具体的に誰それに詠進させるかということまでく、院としては具体的に誰それに詠進させるかということまでく、院としては具体的に誰それに詠進させるかということまでく、院としては具体的に誰それに詠進させるかということまでく、院としては具体的に誰それに詠進させるかということまでく、院としては具体的に誰それに詠進させるかということまでし、さして関心がなかったのでは次のようと動いたであろうととは、十分想像できる。(「定家――その生涯と時代」、平凡社、とは、十分想像できる。(「定家――その生涯と時代」、平凡社、とは、十分想像できる。(「定家――その生涯と時代」、平凡社、とは、十分想像できる。(「定家――その生涯と時代」、平凡社、とは、十分想像できる。(「定家――その生涯と時代」、平凡社、とは、十分想像できる。(「定家――その生涯と時代」、平凡社、というによりない。

『太陽』No.21、'80・10)

為薬置予所結構也、季経経家彼家之人也、全非遺恨、更不可望」と老者預此事云々、古今和歌堪能、撰老事未聞事也、是偏眄季経賂、果は、「………事始御気色甚快、而内府沙汰之間、亦忽変改、只撰家は百首の作者に加えられるように働きかけていたのだが、その結まず通親については、『明月記』七月十八日条が注目される。定

測してみたい。

ころではないかと考えている。この辺の事情を私なりにもう少し憶けたことかもしれない」(右引用文中)というのが、正鶴を射たと私も久保田氏の御論に同感であるが、中でも「通親あたりが焚きつ

また、後鳥羽院について、「ともかく、院としては具体的に誰そきかけての沙汰であったろう。

の絶大さを窺わせる。恐らく、この通親へ六条家の季経・経家が働いう状況で、久保田氏もしばしば述べられているが、内府通親の力

どの興味を抱いていたかは想像の域を出ない。久保田氏は、そのあ的な詠歌活動の形跡は認められず、そもそも院自身が和歌にいかほのたと思われる。本百首の行なわれた正治二年以前には、院の本格更に言えば、この時点でも院は和歌に対して未だ未知数的存在であ更に言えば、この時点でも院は和歌に対して未だ未知数的存在であれい話進させるかということまでは、さして関心がなかったのではれに詠進させるかということまでは、さして関心がなかったのでは

代の歌人達にとって等しく歌運の隆盛をもたらす絶好の機会であったの歌人達にとって等しく歌運の隆盛をもたらす絶好の機会であっつだけでなく、歌人なるが故に栄進し、昇殿を許された時点がこの切である。」と述べられたが、六条家が自派の勢力を伸ばす為には、期である。」と述べられたが、六条家が自派の勢力を伸ばす為には、期である。」と述べられたが、六条家が自派の勢力を伸ばす為には、期である。」と述べられたが、六条家が自派の勢力を伸ばす為には、期である。」と述べられたが、大条家が自派の勢力を伸ばす為には、から発することは勿論である。それは、ひとり六条家に限らず、当時である。

至っていない院。

用意されつつあったということである。が、未だ実際的な詠歌には発を考えておられる。つまり、院の内部には和歌への興味が十分にたりを初期後鳥羽院歌圏の構成員という観点から院の詠歌活動の出

に、急速に和歌へと傾斜して行き、後年、大歌壇の主催者になるとによる自派の勢力伸長であったが、二十一才の院がこの百首を機は、院を和歌の道へ引き入れ、和歌を以って親しく出入りすることらなされたものとの見方が妥当なところであろう。彼等の目論見らをいち早く察知した通親と、思惑を秘めた季経・経家あたりかようをいち早く察知した通親と、忠惑を秘めた季経・経家あたりかこのように考えてみても、本百首の発案は、院自身の興味のあり

たわけであるが。

稿、三章で詳述)から、鳥題について、のだろうか。久保田氏は、勘返状の定家 自注に言う「制仰」(本のだろうか。久保田氏は、勘返状の定家 自注に言う「制仰」(本ろに、わざわざ設けられたこの題は、どのような意図をもっているみると、本来ならば述懐或は神祇・釈教等の題でもしかるべきとこみると、本来ならば述懐或は神祇・釈教等の題でもしかるべきとこ本百首の発端をこのように捉えた上で、改めて鳥題に目を向けて

ころまで予想していたかどうかは疑問である。

奇な素材に対する関心がうかがわれることは確かであろう。であろうか。それはやや考えにくい。おそらく、院の意向を汲んで、近臣のだれかが題者(出題者)となったのであろう。んで、近臣のだれかが題者(出題者)となったのであろう。のである。すると、この百首の題を設けたのは院自身だったののである。すると、この百首の題を設けたのは院自身だったののである。

ところで、勘返状の「てなれつゝ」の歌の定家自注、保田氏の言われる如く「新奇な素材に対する関心」であったろう。中で、唯一鳥題は、何か新しい試みの意図されたもので、恐らく久中で、唯一鳥題は、何か新しい試みの意図されたもので、恐らく久と述べられている。題者についての推測は、久保田氏の述べられると述べられている。題者についての推測は、久保田氏の述べられる

被結番供率其事 展別 信清 紅光

依之詠之

文治之比禁裏御壺被飼鶏以近臣

ニワトリ当番をしていたという、いささかユーモラスな事実を伝えなわれていたようである)を飼っていて、当の定家を始め近臣達がこれは、文治の比、禁裏の御壷で鶏(『明月記』によると、闘鶏が行

(「藤原定家の虚構と現実」、集英社、 『図説日本の古典』 第四巻

たい。勘返状の五首目「わがきみに」の歌の後に、ここで再び勘返状にもどって、「制仰」の問題について考えてみ

不覚候 制仰へたるそこしらす殊大切思給候 此外凡可構出と。

してや候へからむ

という注記がなされている。定家は、四首目「いかにせん」の歌でという注記がなされている。 鳥題において雁や千鳥を詠むことは院によって停止されているそうだと言っている。「云々」と伝聞で記していることについては、橋本氏が「定家が遅れて詠進者に加えられたいることについては、橋本氏が「定家が遅れて詠進者に加えられたいることについては、橋本氏が「定家が遅れて詠進者に加えられたいる。と推測され、久保田氏は「………おそらくそれは強い為であろう」と推測され、久保田氏は「……おそらくそれは強いがあるう」と推測され、久保田氏は「……おそらくそれは強いがことを、伝聞した程度だったのではないかと考えられる」と述べられている。

4

らなかったのである。

承元二年のことで、後鳥羽院は三十近い年齢であるが、愛禽は変わ

は、雁・千鳥のみならず、鶯・時鳥といった鳥も鳥類では一人も詠要求され、事実そのように詠んでいる。定家 を除く他の詠進 者達で、詠進者達は、バラエティに富んだ、珍しい鳥を詠み込むことを意題に 如何 なる歌が求 められていたかということを窺わせるもの配慮であろう。このような「制仰」が出されていたという事実は、配慮であるう。このような「制仰」が出されていたという事実は、配慮であるう。このような「制仰」が出されていたという事実は、間仰」は、四季の歌で既に詠み込まれるであろう雁や千鳥をま「制仰」は、四季の歌で既に詠み込まれるであろう雁や千鳥をま

んてしなし

ところが定家は「制仰」を犯して詠んでおり、やはり気懸りであったのであろう、注記しているのである。「たゝそらしらず」との読みもある。今、「そらしらず」ととってみると、「……らず」との読みもある。今、「そらしらず」ととってみると、「……らず」との読みもある。今、「そらしらず」ととってみると、「……らず」との読みもある。今、「そらしらず」ととってみると、「……らず」との読みもある。今、「そらしらず」ととってみると、「……らず」との読みもある。今、「そらしらず」ととってみると、「……らず」という定家の強い気持を察しての、父親の処置と見ることも出来よという定家の強い気持を察しての、父親の処置と見ることも出来よという定家の強い気持を察しての、父親の処置と見ることも出来よ

定家の自注はこの後、更に次のように続く。

之故也。 (司売点は公気による)の切不可叶候之間、如此詠候。又偏以狹事為先者、為道遺恨候凡ハ述懷題被止。 題ニ述懷之心詠之、旁雖有其惮、此鳥題、凡

述べられる如く、制止ではないが、本百首に述懐題がないということの部分には、俊成の頭書「内府哥述懐シタリキ」が付けられているの事性に、遊懐題が禁止というような歌学上の故実を指すという見方、もう一つには、述懐題な禁止というような歌学上の故実を指すというの頭書に言う如く、院の最も近くにいた内府通親詠に述懐歌が多いという事実とから認め難い。同時に、後者の見方も、それに該当すという事実とから認め難い。同時に、後者の見方も、それに該当すという事実とから認め難い。同時に、後者の見方も、それに該当すという事実とから認め難い。同時に、後者の見方も、それに該当すという事実とから認め難い。同時に、後者の見方も、それに該当するの頭書「内府哥述懐シタリキ」が付けられている故実が存在しないため、妥当性を欠く。ここはやはり、橋本氏が多いの頭書「内府哥述懐シタリキ」が付けられている故実が存在しないため、妥当性を欠く。ここはやはり、橋本氏が多いの面部である。

あろう。 る(求められていない)のだという定家の受け止め方のあらわれでとは、本百首で述懐の心を詠むことは院の意向として止められてい

そして以下、(述懐題ではない)他の題のところに述懐の心を詠み入れるということは、院の意向に対して憚りがあるけれども、この鳥題については、一体全体そういうことは不可能であるので、この鳥題については、一体全体そういうことは不可能であるので、ことは、歌道の為にも遺恨なことであるからです、と言っている。定とは、歌道の為にも遺恨なことであるからです、と言っている。定まの真摯なこの姿勢に、俊成は合点を付すことによって賛同の意を示したものと思われる。

歌論の出発をここに見出しておられるのは卓見と思われる。は古きを慕ひ、心は新しきを求め」という『近代秀歌』に見られるでいさぎよしとしなかったのではないか。」と述べられ、定家の「詞をいさぎよしとしなかったのではないか。」と述べられ、定家の「詞ともいうべき点に あったと思われる。 久保田氏がこの点につい性ともいうべき点に あったと思われる。 久保田氏がこの点につい

って、ここは歌材自体の珍しさへと向わざるをえなくなるわけで、か、とまどいがあったに違いない。そして、雁・千鳥の停止と相まか。つまり、本百首の鳥題とは一体どういう歌を求められているのが、本百首出詠渚達にとっても同 様の 印象 だったのでは なかろうが、本百首出詠渚達にとっても同様の 印象だったのでは なかろう

ぐっては忘れ難い思い出があり、また真に述懐すべき不遇意識があ

ったことが一方には想像されるが、主たる理由はやはり和歌の文学

のは、まさしくこのような遊戯的詠歌をなすことであったろう。定でいた。定家が、「以狭事為先者、為道遺恨」であると言っている過ぎると、なぞなぞもどきの言語遊戯に堕する危険性を十分に孕ん実際、定家以外の歌人達の多くは歌材の珍しさを求め、それは行き

ところで、勘返状の定家自注の中で、この部分「雁千鳥…………可叶侯」とここで言っているのも、首肯できるのではなかろうか。ら見ても、「述懐之心」を入れて詠まない限り、「此鳥題、凡一切不家が、「有心」ということを述懐の歌に於いてとらえていたことか

らも、実質は通親と季経・経家が牛耳っているという舞台裏。 の停止、すなわち 新 音な歌 材を 詠み込むべし」という方針に対する、自らの和歌観を強い調子で述べ、敢えて雁・千鳥を詠み込むという行為の裏には、何やら対通親・六条家意識が感じられはすまいいう行為の裏には、何やら対通親・六条家意識が感じられはすまいいう行為の裏には、何やら対通親・六条家意識が感じられはすまいいう行為の裏には、何やら対通親・六条家意識が感じられはすまいか。百首の企画から始まって、「鳥」という印象である。「雁・千鳥かい。百歌に注することに為道遺恨候之故也」は、いささか調子が高い。自歌に注することに

六条家側の専横と院への追従的態度、安易な和歌観、それらに対す定家以外の出詠者は、皆この仰せを忠実に守っているからである。底されていたものと思われる。というのは、先にも述べたように、底・千鳥停止は、院の仰せという形で 通親等によって、かなり徹

る定家の主張と不快感、これら諸々のものを、この勘返状は窺わせ

てくれる資料なのではあるまいか。

さて、以上の如き定家自注(一首目の歌に付けられた注について

四首目「いかにせん」の歌から、五首目「わがきみに」の歌にかけは次章でとりあげる)の他に、俊成の頭書があるのでふれておく。

して雁の歌の方を選んだ定家の判断には見過ごせないものが感じら雁の歌よりも鷲の歌の方を「勝歟」とした俊成の心境と、それに反鷲の歌の内容については知るべくもないのだが、「制仰」に触れるような形か)に書かれていたのであろうか、不明である。従って、ような形か)に書かれていたのであろうか、不明である。従って、ような形か)に書かれていたのであろうか、不明である。従って、いるのだが、頭書によると、かにせん」の歌は「かりがね」を詠んでいるのだが、頭書によると、

て、「雁与鷲之間一ヲ可得心歟「鷲哥勝歟」の頭書をしている。「い

.

キ」の頭書のあること、先に述べた通りである。

また、定家の述懐題に関する自注部分にも「内府哥述懐シタリ

があるので、導かれつつ私見も加えたいと思う。以下、定家の鳥の勘返状自注とともに訳されたものや、『訳注藤原定家全歌集上(下)』本章では、定家の鳥の歌五首を読んでみたい。既に久保田氏が、本章では、定家の鳥の歌五首を読んでみたい。既に久保田氏が、

歌の引用は勘返状の本文で掲げるが、清濁は私意による。

やどになくやこゑのとりはしらじかしおきてかひなきあか月の一首目は、

で、「やこゑのとり」すなわち鶏を詠んでいる。定家自身が勘返状つゆ

に、

朝綱卿詩云

家鶏不識官班冷 依旧猶催報暁声

とは明瞭である。「官班」とは官職の位次のこと。その官班冷たきと注記しており、この朝綱の詩句(逸文)に拠って詠まれているこ

- 6 **-**

早くから暁の声を告げるのだが、早く起きても甲斐のないことだとことを、朝綱の詩句をそのままうつしとる形で詠作している。鶏は

この歌の背後には、『源家長日記』の指摘する如く、著名なエピ

実際この時期に彼が如何に不遇であったかは、石田吉貞氏が、

不遇を歎く。

期でもあった。(『藤原定家の研究』、文雅堂銀行研究社、昭和期でもあった。(『藤原定家の研究』、文積も官位の渋滞した時した。即ちこの時期は、生涯のうちに於て、最も貧乏の時期でに関聯をもちつつ、この正治・建仁期に於て最も強く彼を悩まに関聯をもちつつ、この正治・建仁期に於て最も強く彼を悩まれた、貧乏と病気と官位の渋滞と、この三つが生涯を通じて定れて、貧乏と病気と官位の渋滞と、この三つが生涯を通じて定れて、貧乏と病気と官位の渋滞と、この三つが生涯を通じて定れている。

と述べられている如く、察するに余りある。周知のことながら、定

う。」と述べられている。

みに浴さなかった。で左近権中将になるまで、足かけ十三年の長きにわたり、除目の恵で左近権中将になるまで、足かけ十三年の長きにわたり、除目の恵家は文治五年二八才で左近少将に任ぜられて以来、建仁二年四一才

氏が述べられているように、「あか月のつゆ」は、そのような身の(%) を待つ」べくもない我が身の歎きが一首に盛られており、ブロワーを得の」、(りもない我が身の歎きが一首に盛られており、ブロワー和漢朗詠集に「鶏既鳴兮忠臣待旦」(陰)の詩句が見えるが、「旦

二首目は、

上にある定家の涙の比喩とみてよかろう。

くべき。きみがよにかすみをわけしあしたづのさらにさわべのねをやな

を許されていたことをさし、それが土御門天皇の御世になって叶わで、「きみがよにかすみをわけし」とは、後鳥羽天皇の御世に殿上くべき

ず、沢辺で鳴いていると、我身を「たづ」に比している。

下命者である院に対する配慮をも充分に満していると考えられよやへだてはつべき」と詠んで後白河院に奉り、定家が還昇せられた、がふまえられている。この俊成歌と選昇を知らせた定長(寂意図をめぐっては、久保田氏が、「当代が和歌を重んずる聖代であることを謳歌し、併せて歌徳による御子左家の慶びを長く後代までることを謳歌し、併せて歌徳による御子左家の慶びを長く後代までることを謳歌し、併せて歌徳による御子左家の慶びを長く後代まであることを謳歌し、併せて歌徳による御子左家の慶びを長く後代まで記念するため」と述べられ、西沢誠人氏が、「徳のある政道としていると考えられよりの歌とは、千世の歌とは、「一世の歌と表えられよりの歌とは、一世の歌と表えられより、「一世の歌と表えられよりの歌と表えられると考えられより、「一世の歌と表えられると表えられる。」といいると考えられより、「一世の歌と、一世の歌とない。」といいると考えられると、「一世の歌と表えられると表えられると表えられる。」といい、「一世の歌と表えられる。」といいると考えられる。

更に、この歌は、そもそも本百首詠進者に定家が加えられる直接も詠まねばならぬ歌であったのではなかろうか。ぬ思い出をふまえて昇殿の希いを詠んだだけではなく、和歌を重んぬ思い出をふまえて昇殿の希いを詠んだだけではなく、和歌を重ん

のきっかけとなった俊成の「正治和字奏状」の奥に書きつけられた

をひいたであろう。」と述べられている。 とも関連づけて考えねばなるまい。この指摘は、夙に藤平春男氏にとも関連づけて考えねばなるまい。この指摘は、夙に藤平春男氏にとるでき (32)

許された。今日的な目で見ると、柳の下の泥鰌的印象無しとしない果して、この歌が院の御感にあづかり、その夜のうちに内昇殿を

7 -

三首目は、の真情はその要件を十分に満たすものであったと言えよう。の真情はその要件を十分に満たすものであったと言えよう。一つの要件であったのであり、一連の「たづ」歌に込められた父子が、和歌を重んずる聖君であり、聖代であるということの、それが

てなれつゝすゑのをたのむはしたかのきみのみよにぞあはんと

が、「鷹匠の手に馴れながら、狩場の陶野での活躍を期待している頃、近臣として養鶏に務めていた定家自身の比喩である。久保田氏う。「てなれつゝすゑのをたのむはしたか」は、すなわち、文治のち。「てなれつゝすゑのをたのむはしたか」は、すなわち、文治ので、先述の定家自注――文治の頃、禁裏の御童でニワトリ当番をしおもひし

釈されている。末句「あはんとおもひし」の過去の助動詞に、定家わが君の御代での廷臣としての活躍を期待していたのでした」と解はしたかは、わが君の御代に逢おうと思ったのでした。わたくしは

四首目は、「雁」を詠んでいる。の失望が色濃く表われている。

いたいかにせんつらみだれにしかりがねのたちどもしらぬ秋のこと

もて秋の心に作れること物の色は自ら客の意を傷ましむるに堪へたり「宜なり愁の字をいる。末句「秋のこゝろ」は、和漢朗詠集上(秋興)に、

我身を「つらみだれにしかりがね」に比して、昇進の遅れを訴えて

また、右に拠る藤原季通の歌、(小野篁、新潮日本古典集成『和漢朗詠集』による)

ことごとにかなしかりけりむべしこそ秋の心をうれへといひけ

一体如何したらよいのでしょう、と文字通り愁訴する内容である。によって、「愁」である。「たちどもしらぬ」ほど愁に沈むこの心をれ (千載集35)

(船中述懐2977(2785))あさなぎのふなでにだにも忘ればやくがにしづめる秋の心をしに」の詞書で、拾遺愚草下の奥に収める、(巻)る。一つは、「文治之比、殷富門院大輔天王寺にて十首歌よみ侍り

ちなみに、定家には「秋の心」という語を用いた歌が他に三首あ

こうのであることと人界田氏が皆商されている。この表現は、俊成で、第四句「くがにしづめる」の表現は、漢語「陸沈」を和語化し

水の上にいかでか鴛鴦のうかぶらむ陸にだにこそ身は沈みぬれの『述懷百首』中に、(20)ないであることを久保田氏が指摘されている。この表現は、俊成

「秋の心」の二首目は、「仁和寺宮より忍びてめされし秋題十首、俊成と定家のこの歌の他に用例を見ない。

とあるものからの影響であろう。「くがにしずむ」という表現は、

(秋雜2363(2260)) (秋雜2363(2260)) たられじななくなくあかすながきよもさはべのたづの秋の心は承久二年八月」の詞書で、同じく拾遺愚草下の、

である。

中の、同じく三首目は、定家晩年貞永元年の関白左大臣(教実)家百首

(早秋1428(1428))風の音の猶色まさる夕かなことしはしらぬ秋のこころを

である。下句「ことしはしらぬ秋のこころを」を、久保田氏は「今

(水鳥)

ないであろうか。同じ関白左大臣家百首の述懷題五首は、いずれもるが、この年一月権中納言に任ぜられたことを指しているとは読め 年の秋思はどのようであろうか、分からないが、」と解しておられ(2) 任権中納言という喜びを色濃く反映したものになっており、就中、

たらちねのおよばず遠き跡過ぎて道をきはむる和歌のうら人

(述懷1495(1495))

らぬ」と詠んでいるととると、感慨深いものがある。同年十二月十 こころ」に沈んできたことか、その彼が晩年にやっと「ことしはし 四首は、さながら不遇な彼の半生をたどらせてくれる。幾年「秋の は出来ないだろうか。「秋のこころ」という表現を含む、定家の歌 が、今年はその秋の心・愁いを知らぬ我身であるよ」と解すること り風の音は、秋の心を一層傷ましめるが如く吹きまさる夕べである 治・正治・承久各期の「秋のこころ」歌の延長上に見て、「秋にな という定家の心が読みとれる。早秋題の歌の「秋のこころ」も、文 は、久保田氏が述べられる通り、官途も歌道も二つながら極め得た

さて、鳥の歌の五首目は祝意を込めて次の如く詠まれている。 わがきみにあぶくまがはのさよちどりかきとどめつるあとぞう

係があるのかもしれない。

五日、彼は権中納言を辞している。

ブロワー氏は、この歌は道長の一首、

君がよにあぶくまがはのそこきよみちとせをへつつすまむとぞ

をほのめかしていると指摘されている。また、久保田氏は、家隆の、(ミュ) 君が代にあぶくま河のむもれ木も氷の下に春を待ちけり おもふ 詞花集(6)

(玉二集1882)

川と千鳥をとり合わせているが、このとり合わせは、橘為仲の、

に影響を及ぼしていると指摘されている。定家は、この歌で阿武隈

君ゆゑによはにいくせか鳴渡るあぶくま川のかは千鳥かな (為仲集四)

で、後鳥羽院・雅経・定家の三人が千鳥を入れて詠んでいる。その 歌を含む、建永二年最勝四天王院名所御障子歌中の「阿武隈川」題 が先例となるのみである。定家の歌以後では、久保田氏指摘の家隆

思ひかねつまどふ千鳥風さむみあぶくま川の名をやたづぬる (1959(1859))

には、家集で「老耄 忘却 両度詠」之、左道」の注記がなされてい

所御障子歌では、院や雅経が同様のとり合わせをしていることと関 首鳥題での阿武隈川と千鳥のとり合わせは、新鮮さがあったが、名 を「左道」であるとした真意はどこにあるのだろうか。正治初度百 述べておられる。確かに定家の歌では二度目にあたるが、そのこと 合せを試みたのに、その二番煎じとなったことを反省したか、」とる。久保田氏は、正治初度百首鳥歌で「既に阿武隈川と千鳥の取り

なくうれしいことです、と喜びの歌で結んでいる。 づかって、後代に和歌を書きとどめることが出来るとは、このうえ 君の代にあうことが出来、あまつさえ、このたびの百首の召しにあ 右のことはさて措き、鳥歌五首目で定家は、和歌の道に理解ある

既に久保田氏は、定家のこれら鳥の歌他をあげ、「沈倫の嘆きや、 を立ったとから出発して、院の庇護を期待する気持、又庇護を得たことの とこから出発して、院の庇護を期待する気持、又庇護を得たことの とこから出発して、院の庇護を期待する気持、又庇護を得たことの の当為としてなされたのではない事」が判明すると述べられた。 でいるなどは、勘返状の出現によって、定家独自の意図的行為であったとわかるわけで、他の出詠者の鳥歌とは自と趣きも異なってくる。 たとわかるわけで、他の出詠者の鳥歌とは自と趣きも異なってくる。 たとわかるわけで、他の出詠者の鳥歌とは自と趣きも異なってくる。 たとわかるわけで、他の出詠者の鳥歌とは自と趣きも異なってくる。 たとわかるわけで、他の出詠者の鳥歌とは自と趣きも異なってくる。 たとわかるわけで、他の出詠者の鳥歌とは自と趣きも異なってくる。 に、いきさつがあった上で加えられた為のみならず、通親や六条家 のに対する憤慨と、和歌に関しては未知なる院への緊張などがなさ

なっている。のだが、このことを記した『明月記』八月二十六日条は次のようにのだが、このことを記した『明月記』八月二十六日条は次のように結果として、既述の如く、定家の内昇殿が許されることになった

しめたものと考えられる。

已預此事、更ニ不及左右、即申此由了、早参入 可畏申 由有仰條、為道面目幽玄、為後代美談也、自愛無極、道之中與最前、歟、於昇殿者、更非可慾、又非怨望、今詠進 百 首、即 被仰之外、日来更不申入、大梵奇、夜部歌之中有地下述牍、忽有憐恣外、日来更不申入、大梵奇、夜部歌之中有地下述牍、忽有憐恣

られる。

仰下昇殿之由有仰事云々、是皆以此道面目也、抃悦有餘、凌甚卿下昇殿之由有仰事云々、是皆以此道面目也、抃悦有餘、凌甚歌物語也、弁云、夜前進入百首之後、又依召参、無他事、只可事、尋求僮僕之間、及晚景参入、又謁尚書長が、又逢康業、皆

殿者、更非可鷲、又非懇望」は、これまでの定家の真剣さから見るに屈折があるのか」という橋本氏の提起がある。特に傍線部「於昇右について、勘返状の定家自注と「素直につながるのか、またそこ

と意外の感を受ける。

二十六日、吉報は、頭弁資実からの書状によってもたらされた。二十六日、吉報は、頭弁資実からの書状によってもたらされた。この年の十月十二日の通親家彫供歌合での定家歌に院が御感える。この年の十月十二日の通親家彫供歌合での定家歌に院が御感える。この年の十月十二日の通親家彫供歌合での定家歌に院が御感える。この年の十月十二日の通親家彫供歌合での定家歌に院が御感える。この年の十月十二日の通親家彫供歌合での定家歌に院が御感える。この年の十月十二日の通親家彫供歌合での定家歌に院が御感感をしているというわけで思いがはいる。

と並べてみると、傍線部分には自信家定家像に相通ずるものが感じ此歌頗可叶時儀之由、内心存之、果以如此、自愛者也、このごろの冬の日かずの春ならば谷のゆきげにうぐひすの声

も見える。すなわち、昇殿を墾望していたわけではない、従ってそまた、二十六日条傍線部は、かなり意識的に書かれているように

めることは出来よう。 る。純粋とは言えないが、彼の歌道をめぐる至上主義的な一面を認 る。終始「道」の為、「道」の面目という意識を押し出そうとす 度歌殊叶叡感之由、自方方聞之、道之面目、本意何事過之乎」との よってこのような仰せをいただいた、そのことなのだということを と、皆自分の歌の話をしている。そこで詳しい経緯を聞き、また という。そのあと、御礼に院御所に参入して、長房・康業等に逢う 強調せんとする意識である。「為道面目幽玄」といい、「道之中興」 れは驚くにはあたらない。重要なのは、百首を詠進して、その歌に 記述が見える。再三記される「道之面目」、これは勘返状中にも、 「偏以狭事為先者、為道遺恨候」とあったこととつながるものであ 「是皆以此道面目也」と記している。翌々日二十八日条にも、「今

ることなどを述べた。 詠者から当初はずされていたからというだけではないものが窺われ ること。そして、定家のそれらに対する不快感、それも単に百首出 門通親と六条家季経・経家が、未だ本格的な詠歌活動を始めるに至 っていない後鳥羽院の意を迎えようとするねらいがあったと思われ ついて、本百首が企図された経緯とかかわらせて考えてみると、権 成の勘返状を中心とした考察を試みた。鳥という歌題設定や制止に 本稿では、正治初度百首鳥歌をめぐる諸問題の中から、定家・俊

詠んでおり、一一五首の鳥の歌が得られる。それらは、大方が定家 百首鳥歌の全体に目を向けてみると、二十三人の出詠者が五首ずつ 鳥の歌自体の考察は、定家の歌のみに限定されてしまったが、本

> 稿を期したいと思う。 まことに興味深いものがある。これら鳥歌の実態を解明すべく、次 の歌とは趣きを異にして、実に多種多様な鳥が詠み込まれており、

注

- (1) 『新古今歌人の研究』(昭和48年、東京大学出版会)七九四
- (2) 「正治百首についての定家・俊成勘返状」(『和歌史研究会会 この論文に拠る。 報』第65号、昭和52年12月) 以下橋本氏の論の引用はすべて

(3) 『新古今和歌集の研究基盤と構成』

(昭和43年、三省堂)七

- (4) 「藤原定家の正治院初度百首草稿」(『研究と資料』第八輯、 昭和57年12月)
- 5 時代」など。 No.210(昭和55年10月、平凡社)所収の「定家―― その生涯と 集英社)所収の「藤原定家の虚構と現実」、及び、『太陽』 『図説日本の古典』「古今集・新古今集」(昭和54年4月)
- (6) 注(2)の橋本氏紹介の本文に拠る。
- (8) 「後鳥羽院歌壇はいかにして形成されたか」(『国文学』22巻 (7) 『源家長日記』に見える「大内御幸観桜」の際の一首が正治 同『王朝の歌人10 芳麻呂「後鳥羽院」(『日本歌人講座3』 昭和43年、弘文堂)。 元年三月十七日に詠まれたものと確認されるのみである。 樋口 後鳥羽院』(昭和60年、集英社)に詳しい。
- 11号、昭和52年9月)

- (9) 注(3)四三頁。
- 大学出版会) 「後鳥羽院とその周辺」(『UP』49号、昭和51年11月、東京
- (11) 注(5)の前項の論文中。
- キ」と読んでおられる。 ちなみに、久保田氏は「多りある由、橋本 氏論文 中にある。ちなみに、久保田氏は「多り(12) この頭書の読みについて、「内府哥述懷多リキ」と読む人も
- じられている。 村悦子編『論叢王朝文学』、昭和53年、笠間書院)に詳しく論村悦子編『論叢王朝文学』、昭和53年、笠間書院)に詳しく論
- 家歌合の判詞に「左歌、述懷の心なり。歌合には詠まずとぞら紀要』一集、昭和33年)によると、元永二年七月十六日内大臣(14) 峯岸義秋「歌合における述懐の歌」(東北大学教養部『文科
- と、同氏が別稿(「藤原定家における『物』と『事』――『万物る「物」や「事」に対する関心は決して薄くはなかったらしい(5) 注(11)に同じ。しかし、そのような定家も、和歌に 詠まれけたまはる。」とあるが、本百首にはあてはまらないだろう。
- (『和歌文学研究』11号、昭和36年5月)
 (16) 田尻嘉信「述懐の歌について――『有心』との関聯――」(17 田尻嘉信「述懐の歌について――『有心』との関聯――」(『和歌文学研究』11号、昭和36年5月)
- いて、「詠作時における歌境への沈潜の深さ」(同書)を以て有論の研究』(昭和63年、ぺりかん社)に拠ると、『毎月抄』に於『有心』について、今十分な用意はないが、藤平春男氏の『歌

- 心というところへ行き着くように思われる。るが、勘返状自注で定家が力説しているところは、結果的に有心を説いているという。『毎月抄』については真偽の問題があ
- (17) 鷲の歌が如何なる歌であったのか興味が持たれるが、『夏蔭
- 帖』(森川勘一郎編、大正15年、 敬和会)に押される古笙切に帖』(森川勘一郎編、大正15年、 敬和会)に押される古笛詠進者のめか中ごろ、と解説されており、正治百首の折の誰かの鳥の年、淡交社)にも立項されており、正治百首の折の誰かの鳥の年、淡交社)にも立項されており、正治百首の折の誰かの鳥の年、淡交社)に押される古笙切に
- (18) 注(11)に同じ。
- (19) 昭和60年、河出書房新社刊。
- (A) Robert H. Brower "Fujiwara Teika's Hundred-Poem Sequence of the Shōji Era, 1200" (A Monumenta Nipponica Monograph 55, Sophia University 1978)
- p. 107~108
- (21) 注(1)書中四一二頁。
- を引いて述べられている。 記研究会、昭和60年、風間書房)の二二七頁で注(21)(22)の論記研究会、昭和60年、風間書房)の二二七頁で注(21)(22)の論記研究会、昭和51年、笠間書院)
- (2) 『新古今歌風の形成』(昭和44年、明治書院)六七~六八頁。
- (24) 注(11)に同じ。
- (26) 定家の歌のみ、久保田氏の『訳注藤原定家全歌集』での歌番(25) 和歌の引用は、以下『新編国歌大観』(角川書店)による。

号を ()で併記した。

- (27) 注(19)書中。 31号、昭和61年5月)では、不遇・沈倫を直截に比喩する歌群 の一首としてこの歌を掲げられている。 渡部泰明「藤原俊成『述懐百首』について」(『中世文学』第
- 29 注(19)書中。
- (3) 述懐題五首のうちの「はからずよ世に在明の月に出でて二た 首鳥歌「やどになく」を回想した作かと注せられている(注 びいそぐ鳥のはつ声」1494(1494)について、久保田氏は正治百 (19)曹中四九八頁)が、確かにそのような意識を認めてよいの
- 32 注(1) 書中八〇〇頁。

31

注(20)に同じ。

ではなかろうか。

33 注(19)書中二九四頁。

34

注(1)書中七九九頁。

語と国文学』昭和61年8月) 「理世撫民体考――藤原定家との関わりについて――」(『国